

豊明市認可保育所整備事業者募集要項



のぶながくん よしもとくん

平成30年2月

豊明市 健康福祉部 児童福祉課

はじめに

女性の就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者は年々増加しており、待機児童解消の取組は喫緊の課題であるといえます。国においても、平成29年6月に「子育て安心プラン」を策定し、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を2020年度末までに前倒しして実施していくこととしており、先般「子育て安心プラン」の実施方針が示されたところです。本市においても、この実施方針に基づき、国の財政支援を受けながら待機児童解消の取組を進めています。一方、本市の公立保育所は昭和50年代以前に整備されたものが多く、老朽化の問題を抱えています。このような中、豊明市立東部保育園の代替園整備を行うこととなりました。整備に当たっては、民間の活力を活用すべく、本要項により募集を行うものです。

1 募集内容について

(1) 募集施設 : 認可保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づき、愛知県の認可を受けて設置する保育所が対象となります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）等を満たすことが前提となります。

(2) 募集地域 : 沓掛中学校区内（ただし、阿野町を除く。）

地域の特定はしませんが、豊明市立東部保育園（豊明市沓掛町柿ノ木3）の代替園であることを踏まえて、設置場所の提案は選考において考慮する場合があります。

(3) 募集数 : 1か所

(4) 定員 : 120名程度（0歳児クラスから5歳児クラスまで）

0歳児≦1歳児≦2歳児≦3歳児≦4歳児≦5歳児となるように設定してください。また、需要の高い3歳未満児クラスを4割程度見込んでください。

(5) 開設時期 : 2020年4月1日

2 応募資格について

応募資格は、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 本市の保育行政や児童福祉法等の関係法令等を十分理解し、地域と信頼関係を築きながら積極的に協力すること。
- (2) 社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等法人格を有すること。
- (3) 「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に定める審査基準を満たす、又は満たす見込みであること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に基づく排除対象者

ウ 豊明市指名停止取扱要領（平成12年11月13日決裁）に基づく指名停止期間中の者

エ 直近3か年において国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者

3 保育所の運営について

(1) 開所日

月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除きます。

(2) 開所時間

午前7時30分から午後6時30分まで（1日11時間）。ただし、延長保育事業を行うことを条件とします。

(3) 延長保育事業

延長保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「延長保育事業の実施について」別紙）に基づき、同要綱4（1）④イに掲げる標準時間認定の区分に係る延長保育事業を実施する必要があります。

(4) 職員配置

各年齢児に対する保育士の配置基準は次表のとおりです。（1歳児クラスにおいて国基準に上乘せを行っています。）

年齢児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
児童：保育士	3：1	5：1	6：1	20：1	30：1	30：1

(5) 給食の提供

自園調理方式により提供することとし、外部搬入による方法は認めません。

(6) 第三者評価

「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」（平成26年9月5日雇児発0905第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第3に基づき、第三者評価（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2第2項に規定する外部の者による評価）を5年に1度以上受審する必要があります。

(7) 保育の引継ぎ

東部保育園の在園児童の受入れの必要から、開設年度の前年度中に保育の引継ぎを予定しています。なお、引継ぎに係る具体的な計画についても、提案内容に含めることとします。

4 保育施設の整備について

(1) 土地及び建物

応募者の自己所有であることを条件としますが、応募段階では、取得見込みも可とします。整備に際しては、都市計画法、建築基準法等関係法令、例規及び通知等を遵守する必要があります。

(2) 耐震基準等

既存施設等を活用して整備する場合、建物は、建築基準法における新耐震基準により建築していること又はI s 値が0.7以上であることを条件とします。

(3) 施設整備に係る補助金

国庫補助（保育所等整備交付金）を活用し、豊明市認可保育所整備補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助します。ただし、国及び市の補助金は、保育所等整備交付金の活用及び本市の予算成立を前提としたものであるため、今後の国の制度改正等により変更する場合がありますのでご注意ください。なお、用地の取得等に係る補助制度はありません。

<平成29年度保育所等整備交付金による補助金上限額（イメージ）>

施設規模	事業主体	
	社会福祉法人、学校法人等	NPO法人、株式会社等
定員120名	175,500千円（国及び市の合計）	0円※

※「待機児童解消加速化プラン」に参加実績のある市町村（豊明市：該当）については、175,500千円（国及び市の合計）

5 応募手続について

(1) 申請

応募申請書に必要な事項を記入し、法人代表者が押印のうえ、必要書類を添えて、正本1部及び副本8部を提出してください。応募に必要な費用は、応募者の負担となります。

【受付場所】

豊明市 健康福祉部 児童福祉課

(〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1 Tel 0562-92-1120)

【受付期間】

平成30年2月7日(水)から平成30年3月8日(木)午後5時まで
(土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

【申請書類及び申請方法】

別添「豊明市認可保育所整備事業者応募関係書類提出票」のとおり

(2) 質問及び回答

質問者は質問票を使用し、平成30年2月21日(水)午後5時までにFAX又は電子メールにて送信してください。電話や来庁等口頭による質問は受け付けません。回答については、取りまとめのうえ市ホームページで公表します。(質問者の氏名等の公表はしません。)

FAX番号 : 0562-92-1168

メールアドレス : jidofu@city.toyoake.lg.jp

(3) 事業者選定等に係るスケジュール

募集要項の公表	平成30年2月7日(水)
事前質問	平成30年2月21日(水)午後5時まで
申請書提出期限	平成30年3月8日(木)午後5時まで
ヒアリング等	平成30年3月15日(木)～20日(火)を予定
審査結果通知	平成30年4月上旬を予定

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

保育所設置予定場所の現地確認及び事業計画等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。法人代表者及び施設管理予定者の出席をお願いします。日時については別途連絡します。

6 留意事項について

- (1) 本申請に係る一切の経費は、応募者の負担とします。また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開園前の職員の研修費用等法人の運営に係る費用についても、全て応募者の負担とします。
- (2) 保育所設置予定場所の土地所有者等には、応募前に所有権移転の承諾を得るとともに、応募前後に周辺住民に対して説明会を開催する等、保育所設置について理解を得られるように努めてください。また、整備事業者となった場合は、東部保育園の利用者に対して説明会を開催していただきます。
- (3) 法人の本店（又は本部）、現在経営している施設、事業実施予定場所等の現地確認を行う場合があります。
- (4) 審査結果に関する問合せには応じかねます。

<問合せ先>

豊明市 健康福祉部 児童福祉課 保育係

【住所】〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

【電話】0562-92-1120 【FAX】0562-92-1168

【e-mail】jidofu@city.toyoake.lg.jp